

高原地区自主防災組織連絡会 会則

(名称)

第1条 本会は、高原地区自主防災組織連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(会員)

第2条 連絡会は、石井町高原地区の自主防災組織及び自主防災組織のない自治会並びに実行組の代表者をもって構成する。

(目的)

第3条 連絡会は、各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることにより、その健全な発展と防災意識を高め、地域の防災体制の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織の充実強化に関すること。
- (2) 自主防災組織相互間の連携による防災活動の活性化に関すること。
- (3) 自主防災組織未結成地域の結成に関すること。
- (4) その他、連絡会の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第5条 連絡会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（会長及び副会長も含む）
- (4) 監事 2名

(役員を選出方法)

第6条 理事及び監事は、総会において会員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長は理事の互選による。
- 3 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。
- 4 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 役員は次に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- (4) 監事は連絡会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員に任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員が欠けたことにより、補欠として選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を

行わなければならない。

(理事会)

第9条 理事会は、総会に提出すべき次の議案を決定する。

- (1) 事業計画
 - (2) 事業報告
 - (3) その他、連絡会の運営に係る重要事項
- 2 理事会は、会長が必要と認めるとき、随時開催するものとする。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の構成及び招集)

第10条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、事業計画、事業報告、その他連絡会の運営に係る重要事項について審議する。
- 3 会長は会議の議長となり、議事を総理する。
- 4 会長は、必要と認める場合は、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(顧問)

第11条 連絡会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(会計年度)

第12条 連絡会の会計年度は、毎月4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第13条 連絡会の事務局は、石井町のちを守る防災・危機対策課内に置く。

(補足)

第14条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 第2条に掲げる自主防災組織の結成されていない自治会及び実行組については、自主防災組織として同様の扱いとし、早期結成に努めることとする。
- 3 会計の設置及び監事の選出については、それぞれ必要な時に総会の決定で行うものとする。